

## 観光、知人・親族訪問、乗り継ぎの場合の必要書類

下記の書類の原本を、ドイツ語、フランス語、イタリア語または英語で用意して下さい。

- 申請書: 必要事項をもれなく記入し、日付と署名を入れて下さい。
- パスポート用カラー写真 2 枚:6 か月以内に撮られたもの、タテ 47mm x ヨコ 36mm で顔の大きさは32mm 36mm、無地で薄色の背景。
- 旅券: シェンゲン加盟国を出国する予定日から 3 か月以上の残存期間があるもの、10 年以内に発行されたもの。査証発給には白紙の査証欄ページが最低 2 ページ必要です。旅券に増補された査証欄ページには査証を発給出来ませんのでご注意下さい。コピー1部を一緒にご提出下さい。
- 在留カード 又は 特別永住者証明書:日本への帰国予定日から3か月以上の残存期間があるもの。 コピー1部を一緒にご提出下さい。
- 日本かシェンゲン加盟国から発行された海外旅行保険の証明書:シェンゲン加盟国でのすべての滞在をカバーしているもの。治療費用と病気や事故による救援帰国費用等、それぞれ最低 30,000 ユーロのもの。コピー1部を一緒にご提出下さい。
- 旅行日程表
- フライトの予約が確認できるもの。
- ホテルの予約が確認できるもの、あるいは滞在先の招聘者からの招待状(正確な住所が明記されていること。)招聘者がスイス国籍の場合は旅券のコピー、スイス国籍以外の場合はスイスの滞在許可証のコピーも必要です。
- 会社のレターヘッドに書かれた雇用証明(年給与と休暇期間が明記されているもの。)自営業者は会社の登記簿謄本、個人事業開業証明書など。学生は在学証明書。
- スイス滞在期間中の費用が確保されていることを証明するもの。例えば、銀行残高証明書、預金通帳、あるいは招聘者からの身元保証書。(銀行残高証明書、預金通帳の場合、直近 6 か月の預金の入出金の履歴がわかるもの。招聘者からの身元保証書の場合、招聘者の銀行残高証明書と旅券のコピーを添付したもの。) コピー1部を一緒にご提出下さい。
- 未成年者(18 歳未満)の場合は、両親の旅行同意書(同意書のサインは公証人役場などで認証されていること。)および両親の旅券のコピー。
- トランジット査証申請の場合、最終目的の国が発給した査証。

この他にも追加書類の提出を求められる場合があります。

\* パスポートは郵送でお返し出来ます。ご希望の際には申請時にレターパックなど、送料支払い済み、追跡可能な封筒をご用意頂き、送信者及び受取人として申請者様のお名前とご住所をご記入ください。尚、紛失や損害、盗難などその他配送時の事故に関して、当大使館は一切責任は負いません。ご了承ください。